

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和4年7月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

「わが家の防災マニュアル」作製業務

2 業務概要

現在の「わが家の防災マニュアル」は、平成27年度に発行し7年以上が経過している。災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報の変更や甲府市洪水ハザードマップの改訂、近年豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生していることから、時代に応じたマニュアル作製が必要である。

平時からの備えの重要性を理解していただき、発災時には適切な行動が取れるよう、住民に防災の意識啓発を行うとともに、災害に強い町を形成できるよう、マニュアルを通じ、自助、共助の重要性と防災意識の向上を図る。

なお、市民向けの防災マニュアルとして、甲府市に特化した内容が求められることから、優れた構成力や発想力、デザイン力の要素も含めた企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施し、優先交渉権者を特定する。

3 履行期間

契約締結日から令和5年2月24日（金）までとする。

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 甲府市（以下「市」という。）の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き等開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 業務の全部又は大部分を第三者に委任し、又は請け負わず、自社で業務を遂行できる者であること。

5 手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市市長直轄組織危機管理室防災企画課（担当：坂本・福元）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-5331

FAX 055-237-9911

E-mail boutaisaku@city.kofu.lg.jp